

袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例の制定に伴う  
袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の  
改正（案）について

## 1 条例改正の目的

袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例（以下「交流センター条例」という）の制定に伴い、公民館及び市民会館（以下「公民館」という）の施設管理に関する部分を市長部局へ移管します。

なお、公民館の機能は維持し、今後も社会教育事業を推進してまいります。

## 2 施行期日 令和6年4月1日予定

## 3 条例改正の概要

### 第1条（趣旨）

この条例の趣旨について規定するもので、公民館施設が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づく交流センターに変更となり、施設管理は交流センター条例で規定するため、根拠法令の文言の一部を削除する予定です。

### 第2条（設置）

公民館を設置することについて規定する予定です。

### 第2条の2（分館の設置）

平川公民館の富岡分館を設置することについて規定する予定です。

### 第3条（管理）

公民館の管理者について規定する予定です。

### 第4条（職員）

公民館に職員を置くことについて規定する予定です。

### 第5条（公民館運営審議会）

社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条第1項の規定により、公民館運営審議会を置くことについて規定する予定です。

## 第 6 条（事業）

社会教育法第 22 条の規定により、事業を行うことについて規定するもので、公民館施設が地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づく交流センターに変更となるため、文言の一部を削除する予定です。

## 第 7 条～第 19 条

使用の許可、使用料、使用料の減免等について交流センター条例に規定するため削除する予定です。

## 第 20 条（委任）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることについて規定する予定です。

## 別表第 1～別表第 3

使用料の詳細について交流センター条例に規定するため削除する予定です。